

助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ひなた未来創造ファンド(以下「この法人」という。)の定款第4条第2号に基づき、公益の増進に資する事業に対する助成(以下「助成事業」という。)の実施に関し、助成金の交付対象、申請、選考及び交付の手続き等を定め、もって公正かつ透明な基準に基づいた事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる者は、**定款第3条**に規定する目的を達成するため、宮崎県内において社会課題の解決・改善及び地域の価値創造に取り組む団体、または公益性が認められる活動を行う個人とする。

(助成の種類及び公募)

第3条 助成事業の種類、対象期間、助成限度額その他の必要な事項は、理事会の決議を経て、事業年度ごとに募集要項により定める。
2 代表理事は、前項の募集要項をこの法人のホームページへの掲載その他の方法により広く公募するものとする。

(助成の申請)

第4条
助成金の交付を受けようとする者は、所定の申請書に必要書類を添え、代表理事に提出しなければならない。

(助成金選考委員会の設置)

第5条 代表理事は、助成対象の選考を公正かつ客観的に行うため、助成金選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。
2 選考委員会の組織及び運営については、別に定める「助成金選考委員会規程」による。

(助成の決定)

第6条 助成金の交付は、選考委員会の答申に基づき、理事会の決議により決定する。
2 代表理事は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。
3 理事は、自己又は自己と特別の利害関係を有する団体に係る助成の決定については、当該決議に加わることができない。

(報告の義務)

第7条 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業の終了後、速やかに事業報告書及び収支決算書を代表理事に提出しなければならない。

(助成の決定の取消し及び返還)

第8条 代表理事は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、助成決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
(1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成を受けたとき。
(2) 助成金を助成目的以外に使用したとき。
(3) 助成対象事業を中止し、又は遂行する見込みがないと認められるとき。
(4) 前条に定める報告を怠ったとき。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、事務局において行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和8年1月29日から施行する。